

広島県告示第五百六十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
警固屋二丁目一〇八地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

1 次に掲げる土地に存する標柱一号から二号を昭和四十五年三月二十七日広島県告示第 二百八十六号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号を順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号および二号は「告示」で指定した土地に存する標柱八号と九号を結んだ線上に存する。

郡市・区		町		地番		標柱番号	
呉市		的場二丁目		二番	七番	七番地先里道敷	標柱一号
				七番	七番地先里道敷		標柱二号
				七番	七番地先里道敷		標柱三号
				二番地先市道敷			標柱四号及び五号

2 次に掲げる土地に存する標柱六号から七号を昭和四十五年三月二十七日広島県告示第 二百八十六号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号から十一号を順次結んだ線及び標柱六号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱六号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号と同一とし、標柱七号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号と九号を結んだ線上に存する。

市		町		地番		標柱番号	
呉市		警固屋二丁目		三〇八番	標柱六号		
			的場二丁目	一番	標柱七号及び八号		
				三九一番地先市道敷	標柱九号及び一〇号		
				三〇八番地先市道敷	標柱一号		